

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、**陳述書の提出が必要**となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。**※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。**

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人) 本人	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者を含みます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者を含みます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
□代表者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	
2	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	
3	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	
4	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本番面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本番面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月11日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 木村明弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 4月25日 午前 9時00分から 令和 6年 5月 7日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 6年 5月13日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 6年 5月24日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 6年 4月11日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	16,550,000 13,240,000	一括	3,310,000	78,425	21,221
1	8,860,000				
2	7,690,000				
備考					



物 件 目 録

1 所 在 大阪市中央区谷町二丁目
地 番 25番1
地 目 宅地
地 積 355.75平方メートル

共有者 A 持分2239810分の13754
共有者 B 持分2239810分の55016

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中央区谷町二丁目25番地1
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地
下1階付1.0階建

床 面 積	1階	310.30平方メートル
	2階	271.39平方メートル
	3階	279.73平方メートル
	4階	279.73平方メートル
	5階	279.73平方メートル
	6階	279.73平方メートル
	7階	279.73平方メートル
	8階	279.73平方メートル
	9階	279.73平方メートル
	10階	236.94平方メートル
	地下1階	291.46平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 谷町二丁目25番1の402
建物の名称 402
種 類 居宅
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建



物 件 目 録

床 面 積 4階部分 68.77平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の8



物件明細書

令和 6年 3月 8日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 木村明弘

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
【物件番号2】
管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

1 所 在 大阪市中央区谷町二丁目

地 番 25番1

地 目 宅地

地 積 355.75平方メートル

共有者 A 持分2239810分の1375.4

共有者 B 持分2239810分の55016

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中央区谷町二丁目25番地1

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地
下1階付10階建

床面積	1階	310.30平方メートル
	2階	271.39平方メートル
	3階	279.73平方メートル
	4階	279.73平方メートル
	5階	279.73平方メートル
	6階	279.73平方メートル
	7階	279.73平方メートル
	8階	279.73平方メートル
	9階	279.73平方メートル
	10階	236.94平方メートル
	地下1階	291.46平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 谷町二丁目25番1の402

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建



物 件 目 録

床 面 積 4階部分 68.77平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の8



令和 5年(ケ)第250号
令和 5年12月21日受理
令和 年 月 日提出
6.1.24

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

1 所 在 大阪府中央区谷町二丁目

地 番 25番1

地 目 宅地

地 積 355.75平方メートル

共有者 A 持分2239810分の13754

共有者 B 持分2239810分の55016

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪府中央区谷町二丁目25番地1

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地
下1階付10階建

床 面 積	1階	310.30平方メートル
	2階	271.39平方メートル
	3階	279.73平方メートル
	4階	279.73平方メートル
	5階	279.73平方メートル
	6階	279.73平方メートル
	7階	279.73平方メートル
	8階	279.73平方メートル
	9階	279.73平方メートル
	10階	236.94平方メートル
	地下1階	291.46平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 谷町二丁目25番1の402

建物の名称 402

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建



物 件 目 録

床 面 積 4階部分 68.77平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の8



不動産の表示	物件目録のとおり	
住居表示	大阪市中央区谷町二丁目3番6号 大手前ストークマンション402号室	
建物	物件2	
種類、構造および床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる (<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない 種類： <input type="checkbox"/> ある { 構造： 床面積：	
占有者および占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 占有者および占有権原のとおり	
下記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は、目的外土地の概況のとおり)	
管理費等の状況	下記のとおり 管理費 月額 10,000円 修繕積立金 月額 1,000円	令和6年1月12日現在 <input type="checkbox"/> 滞納はない <input checked="" type="checkbox"/> 滞納がある 令和2年2月分～令和6年1月分 計 528,000円 <input type="checkbox"/> 不明
管理費等照会先	ノッピー株式会社	
その他の事項	その他の事項のとおり	
土地	物件1	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 (物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件) <input type="checkbox"/> (物件)	
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>	
占有者および占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に上記区分建物を所有し、一棟の建物の敷地として使用している <input type="checkbox"/> 占有者および占有権原のとおり	
上記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は、目的外建物の概況のとおり)	
その他の事項	その他の事項のとおり	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない [地方裁判所 支部：令和 年 () 第 号 <input type="checkbox"/> ある [保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札表示 なし
- (2) 郵便受け表示 なし

2 目的土地（物件1）の現況について

- (1) 目的土地は、目的建物が所在するマンション「大手前ストークマンション」の敷地となっている。
- (2) 西側接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、建物図面とほぼ一致した。
- (2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
- (3) 建物内には、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在し、現に住居として使用されていた。
- (4) 経年相当の劣化および損耗が認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理会社	1 管理費等の滞納状況は2枚目記載のとおりです。 2 上記の外、所有者らには令和6年1月12日現在、水道料金(実費、滞納額:110,308円)の滞納があり、新所有者(買受人)にも請求する予定です。
■市税事務所の担当者	1 目的建物の課税対象床面積と登記上面積が異なっているのは、共用部分を含んで課税しているためです。
■A(共有者)	1 目的建物は、私が暮らしています。 2 特に不具合はありません。 3 相共有者Bは、目的建物にはいません。
	以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

目的物件の占有関係

関係人の陳述、ライフライン調査および立入調査の結果から、目的建物は、所有者が住居として使用・占有しているものと認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年12月22日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者）
令和5年12月25日 8:50 - 9:10	なんば市税事務所	家屋等調査
令和5年12月26日 9:30 - 9:45	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和5年12月26日 10:00 - 10:15	中之島図書館	物件確認
令和5年12月26日 10:30 - 10:45	大阪市役所	道路等調査
令和5年12月27日 13:10 - 13:30	物件所在地	物件および占有確認、所有者と面談、在宅要請
令和5年12月28日 0:00 - 0:00	執行官室	照会書送付（マンション管理会社）
令和6年1月17日 15:30 - 15:45	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者と面談
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

土地建物位置関係図

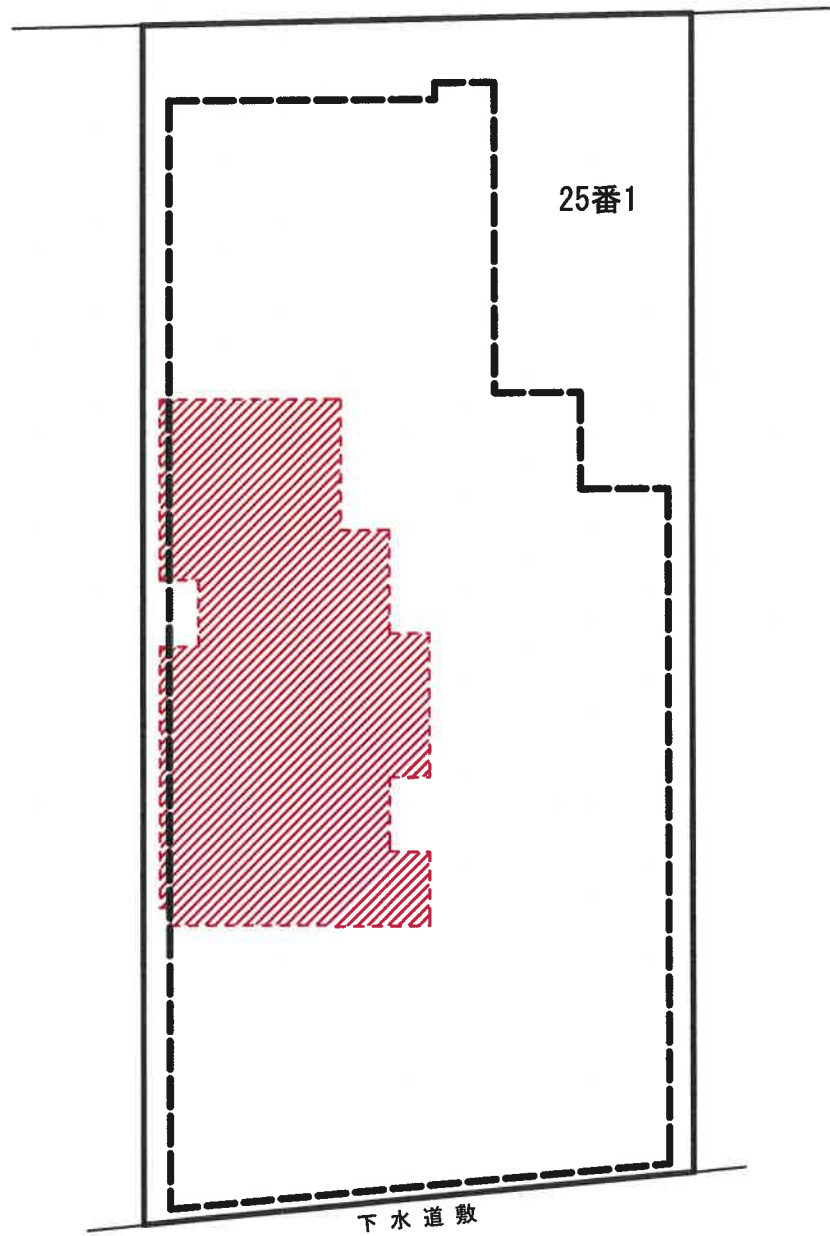
令和5年（ケ）第250号



←○ 写真撮影位置方向



道 路



 目的専有部分 家屋番号 谷町二丁目25番1の402 (建物の存する部分 4階)

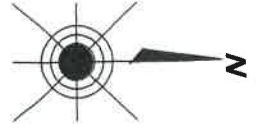
 一棟の建物 (1階部分)

(7 枚目)

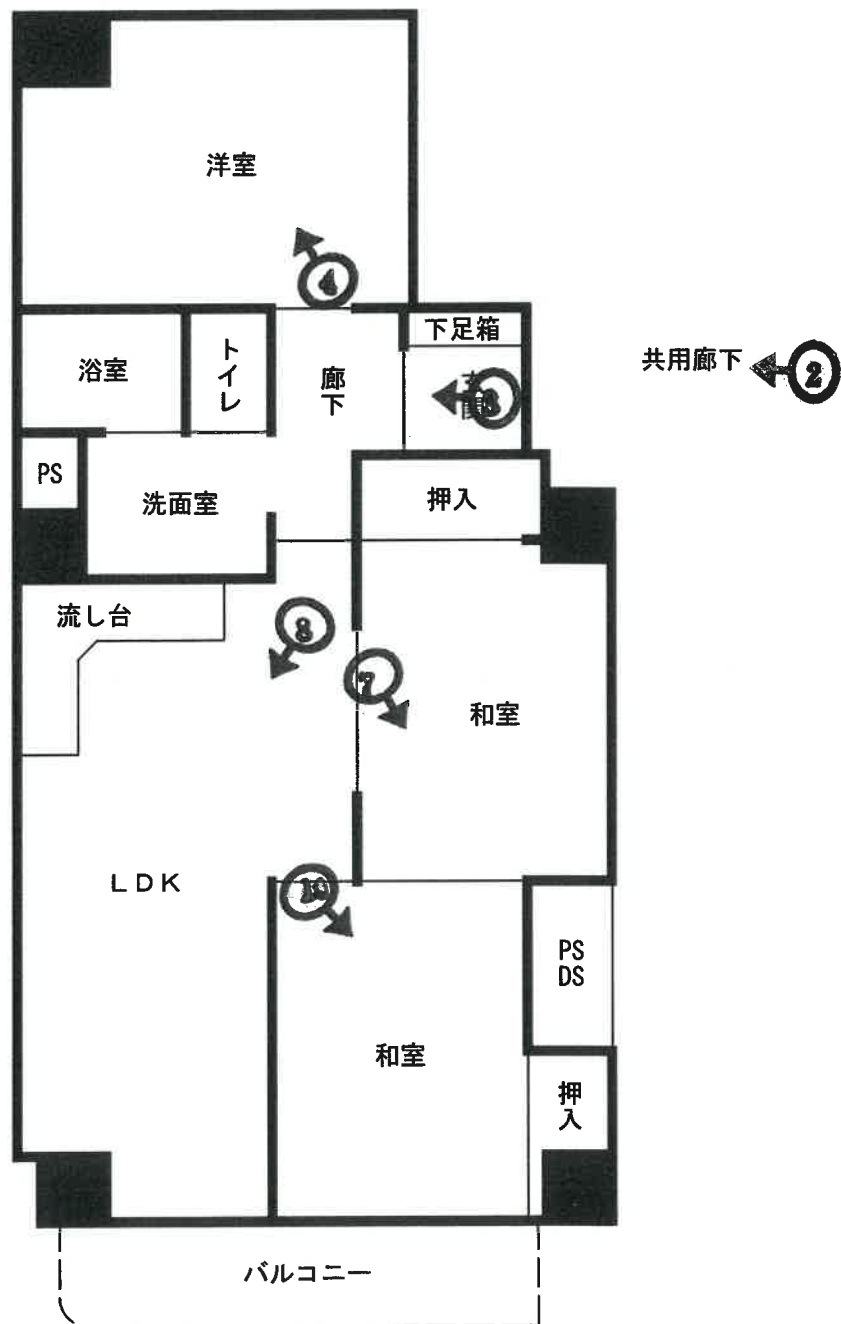
間取略図

令和5年（ケ）第250号

◀○ 写真撮影位置方向



建物平面図



(8 枚目)

目的建物が所在するマンション



①



②



③

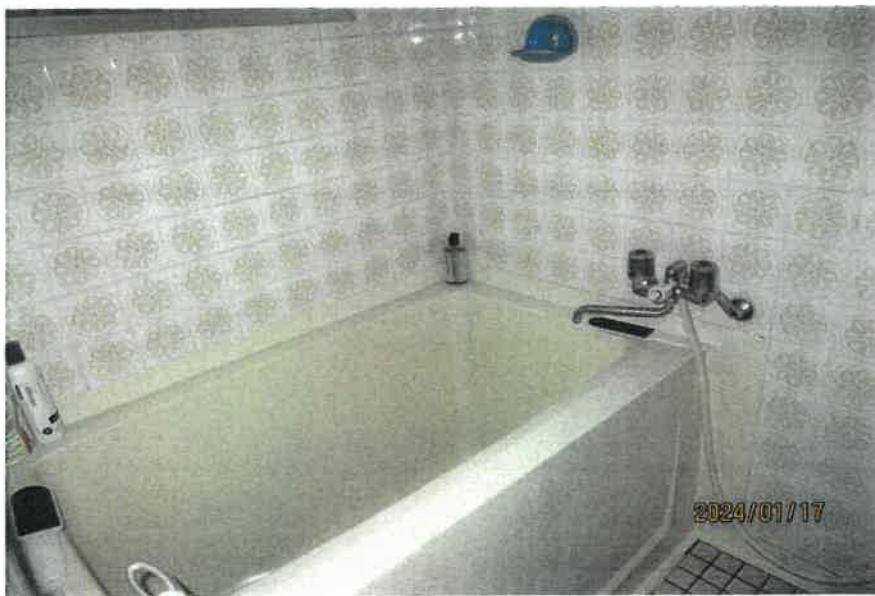


④



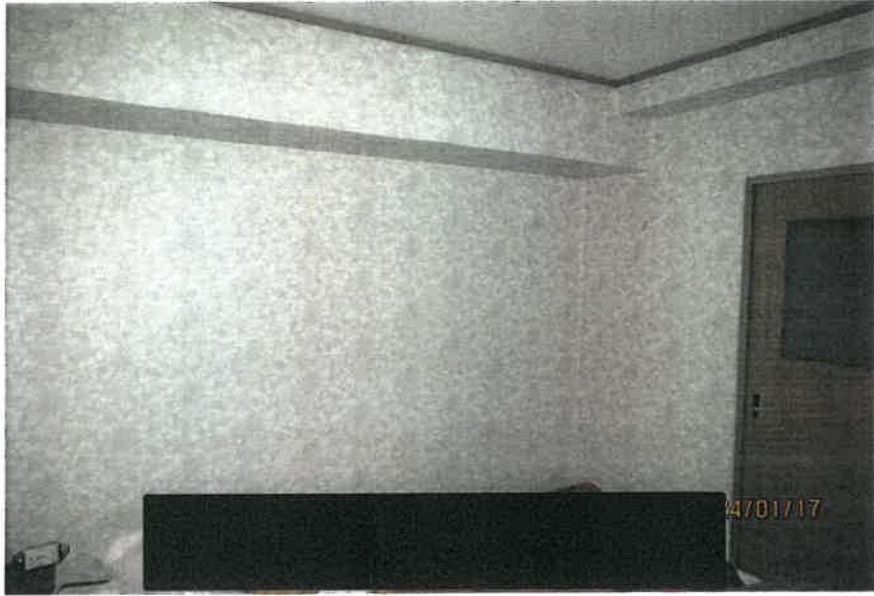
⑤

洗面室の状況



⑥

浴室の状況



⑦



⑧



⑨

キッチンの状況



⑩

令和5年（ケ） 第250号
令和6年1月17日 現地調査
令和6年1月23日 評価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地共有持分付マンション)

評価人 不動産鑑定士

藤原 学

第1 評価額

一括価格	
金 16,550,000円	
内訳価格	
物件1	金 8,860,000円
物件2	金 7,690,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のために土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	物件目録記載のとおり	同左。その他については、下記「特記事項」参照。
2	(一棟の建物の表示) 所在地 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 建物の名称 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左。その他については、下記「特記事項」参照。
番号	特記事項		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄法務局に地積測量図の備付けはないが、建物図面及び建築計画概要書等に基づき現地を適宜概測したところ、地積等現況と登記は概ね符合するが、正確には専門家による測量を要する。 ・物件1土地は、昭和53年8月24日に地番24番1を合筆しているため、これ以前に作製された建物図面には建物の所在地番として24番1及び25番1が表示されている（後添「建物図面写」参照）。 ・物件1土地は、物件2の所在する一棟の建物の敷地として利用されている。 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・物件2建物（専有部分）について、法務局備付けの建物図面を基に現地概測したところ、現況と登記数量は概ね一致した。 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪メトロ谷町線 谷町四丁目 北方 道路距離 約120m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中高層の店舗付事務所ビル及び店舗付共同住宅等が建ち並ぶ既成商業地域。今後も現状の住環境を維持していくものと思料される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	800%
	防火規制	防火地域
その他の規制	駐車場整備地区(都心部地区), 埋蔵文化財包蔵地(大坂城跡・難波宮跡)	
画地条件	規模	355.75㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約12.9m(西側)・奥行約27.5~27.7m
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況	西側	幅員約40.0m舗装府道(建築基準法第42条1項1号)
	接道状況	等高接面・中間画地
土地の利用状況等	現況	地下1階付10階建店舗・事務所付共同住宅の敷地
	東側	府庁・病院等
	南側	事務所ビル等
	西側	道路等
	北側	店舗付共同住宅等
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	<small>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</small>	
土壌汚染等	<p>目的土地の登記事項証明書・閉鎖登記簿等によれば、不動産会社等法人及び個人の所有者、宅地の地目の来歴が確認された。一方、過去の住宅地図によると、小規模事業所又は店舗、一般住宅等の敷地として利用されていた模様で、その後目的建物の所在する店舗・事務所付共同住宅が建築され現在に至る。また、目的土地上の建物は法令上の有害物質使用特定施設には該当しないとのことであった。しかしながら、目的土地の東側隣接地には現在、病院が存していることから、もらい汚染を含めた土壌汚染の存在の可能性は否定できない。なお、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な(専門)調査を要する。</p>	
特記事項	特になし。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	大手前ストークマンション	
建物の用途	店舗・事務所付共同住宅 総戸数31戸（居宅28室・店舗2室・事務所1室）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 （登記記載）昭和53年8月10日 新築	
	経過年数	約45年
	経済的残存耐用年数	約5年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建	
仕様	屋根	陸屋根
	外壁	吹付タイル等
	その他	-
設備等	エレベータ等 ※駐車場なし	
建物の品等	標準程度	
管理の形態等	管理組合： 大手前ストークマンション管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： ノッピィ株式会社 管理形態： 管理人なし	
管理の状況	普通程度	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕積立金(令和5年12月31日現在) 8,836,640 円 ・ 建築確認(有)・検査済証(無) ・ 令和6年1月12日付管理会社照会文書によると、大規模修繕工事の実施に向けた協議が現在、行われているとのことである。 ・ 目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等詳細については専門調査機関による分析調査を要す。 	

(2) 専有部分の概要 (物件2)

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	4階 (402号室) 開口部の方位：東向き・角住戸	
床 面 積	68.77㎡ (登記面積)	
間 取 り	3LDK	
仕 様	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング・畳等
	内 壁	ビニールクロス等
	設 備	キッチン・洗面所・浴室・トイレ等
	その他	—
保守管理の状態	全体的に経年相当の劣化及び損耗が認められる。	
管 理 費 等	管 理 費	10,000円(月額)
	修繕積立金	1,000円(月額)
	滞 納 額	あり(令和6年1月12日現在) 528,000円(令和2年2月分～令和6年1月分)
専有部分の利用 状況等	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記管理費等の滞納のほか、水道料金の滞納がある(滞納額110,308円(令和2年6月分～令和6年1月分))。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・市税事務所への聴聞によると、課税床面積(92.97㎡)は、登記床面積(68.77㎡)に共用部分の床面積を按分加算しているとのことである。 	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、土地共有持分価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	300,000	68.77	0.12	2,476,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約45年

経済的残存耐用年数 約5年

観察減価 20%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}5\text{年} / (\text{経過年数}45\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数}5\text{年}) \} \times (1 - 0.2) \\ &= 0.12 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 土地共有持分価格

土地共有持分の価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地共有 持分割合 オ	土地共有持分 価格(円) (千円未満四捨五入) カ (ア×イ×ウ×エ×オ)
1	1,570,000	1.00	355.75	0.90	$\frac{6,877}{223,981}$	15,434,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 大阪中央5-28

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 1,750,000\text{円}/\text{m}^2 & \times 105.2/100 & \times 100/100 & \times 100/117 & = 1,570,000\text{円}/\text{m}^2 & \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
1.00	1.06	1.10	1.00	1.17

最寄駅距離+6

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 土地共有持分割合：登記上の共有持分割合による。

3 積算価格（土地共有持分建物の積算価格）

土地共有持分建物の価格

土地共有持分価格 (円)	建物価格 (円)	個別格差	土地共有持分建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ ((ア+イ) ×ウ)
ア	イ	ウ	
15,434,000	2,476,000	1.00	17,910,000

ウ 個別格差 :	※ 階層	※ 位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※ 階層	: 4階	1.00
※ 位置	: 東向き, 角住戸 (注)	1.00
※ その他	:	1.00

(注) 目的建物の所在階全戸が角住戸のため、効用増はないものと判断した。

※各物件の積算価格の構成比の査定

① 場所的利益価格

物件番号	土地共有持分価格 (個別格差考慮前) ア	場所的利益割合 イ	場所的利益価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	15,434,000	0.40	6,174,000

② 各物件の積算価格の構成比

物件番号	基礎となる価格 (個別格差考慮前) (円) ア	場所的利益価格の 控除及び加算 (円) イ	各物件の 積算価格 (円) ウ (ア+イ)	構成比 (※)
1	15,434,000	-6,174,000	9,260,000	0.5170
2	2,476,000	+6,174,000	8,650,000	0.4830
合 計			17,910,000	1.0000

※構成比については小数点第5位を四捨五入して算出した。

II 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
336,000	1.00	68.77	23,107,000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番号	A	B
所在	大阪府中央区谷町7丁目	大阪府中央区谷町8丁目
構造	RC造	SRC造
階	5F/9F	3F/12F
面積	約38㎡	約49㎡
建築時期	昭和63年6月	昭和52年5月
取引時点	令和5年9月	令和4年2月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	411,000円/㎡	356,000円/㎡
その他	2DK	2DK

(比準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
A	411,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{113}$	$\frac{100}{98}$	$\frac{100}{100}$	371,000
B	356,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{109}$	$\frac{100}{99}$	$\frac{100}{110}$	300,000
事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮。 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮。 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮。 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮。 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮。						基準階の比準価格 (円/㎡) 336,000	

イ 個別格差

前ページの土地共有持分付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格 カ(エーオ)	複利 現価率 割引率 7.0%	正味復帰 価値現価 ク(カ×キ)	
	イ	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ	キ	ク(カ×キ)	
ア 5,613 千円 (31.2%)	イ 1,460 千円	ウ 8.0%	エ 18,250 千円	オ 913 千円	カ 17,337 千円	キ 0.71299	ク 12,361 千円 (68.8%)	ケ 17,974 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

オ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入						
支払賃料	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
共益費収入	0	0	0	0	0	0
駐車場収入	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
可能総収益	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
空室損失	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90	△ 90
貸倒損失	0	0	0	0	0	0
有効総収益	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
イ 支出						
維持管理費	120	120	120	120	120	120
修繕費	12	12	12	12	12	12
公租公課	100	100	100	100	100	100
損害保険料	18	18	18	18	18	18
その他	0	0	0	0	0	0
運営支出合計	250	250	250	250	250	250
資本的支出	400	0	0	0	0	0
総費用合計	650	250	250	250	250	250
ウ 経費率 (運営支出/可能総収益)	14%	14%	14%	14%	14%	14%
エ 有効純収益	1,060	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
オ 複利現価率 (割引率7.0%)	0.93458	0.87344	0.81630	0.76290	0.71299	0.67084
カ 有効純収益の現価	991	1,275	1,192	1,114	1,041	974

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の動向や利用状況等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

積算価格 (円)	比準価格 (円)	収益価格 (円)	調整後の価格(円) (千円未満四捨五入)
17,910,000	23,107,000	17,974,000	22,074,000

2 調整後の価格の各物件に対する割付

物件	各物件に対する割付		
1	22,074,000円	× 0.5170	≒ 11,412,000円
2	22,074,000円	× 0.4830	≒ 10,662,000円

上記調整後の価格を、各物件の積算価格の構成比で割り付けた。

3 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

物件 番号	割付後の 価格(円) ア	占有減価 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	滞納管理 費等相当 額の減価 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ× エ×オ×カ
1	11,412,000		0.97	0.80			8,860,000
2	10,662,000		0.97	0.80	0.93		7,690,000
一括価格(合計)							16,550,000

イ 占有減価：

本件の場合には減価不要であり、1.00とした。

ウ 市場性修正：本件の場合、土壌汚染の可能性(△3%)を考慮して市場性修正率を0.97と査定した。

エ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮した。

オ 滞納管理費等相当額の減価：管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

カ その他の控除減価(敷金等)：本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示 大阪中央5-28

所 在 : 大阪府中央区谷町1丁目25番1「谷町1-5-6」
価 格 : 1,750,000円/㎡
位 置 : 大阪メトロ谷町線 天満橋駅 近接
価格時点 : 令和5年1月1日
地 積 : 183㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 東 40.0m 府道
用途指定等 : 商業地域 (建ぺい率80%・容積率800%), 防火地域
地域の概要 : 中高層の店舗, 事務所ビルが多い既成商業地域

2 固定資産税評価額 (令和5年度)

物件1 : 11,391,949円 (共有持分按分後)
物件2 : 4,130,000円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取略図

以 上

物件目録

1 所 在 大阪市中央区谷町二丁目
地 番 25番1
地 目 宅地
地 積 355.75平方メートル

共有者 A 持分2239810分の13754
共有者 B 持分2239810分の55016

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中央区谷町二丁目25番地1
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地
下1階付10階建

床面積	1階	310.30平方メートル
	2階	271.39平方メートル
	3階	279.73平方メートル
	4階	279.73平方メートル
	5階	279.73平方メートル
	6階	279.73平方メートル
	7階	279.73平方メートル
	8階	279.73平方メートル
	9階	279.73平方メートル
	10階	236.94平方メートル
	地下1階	291.46平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 谷町二丁目25番1の402
建物の名称 402
種 類 居宅
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建



物 件 目 録

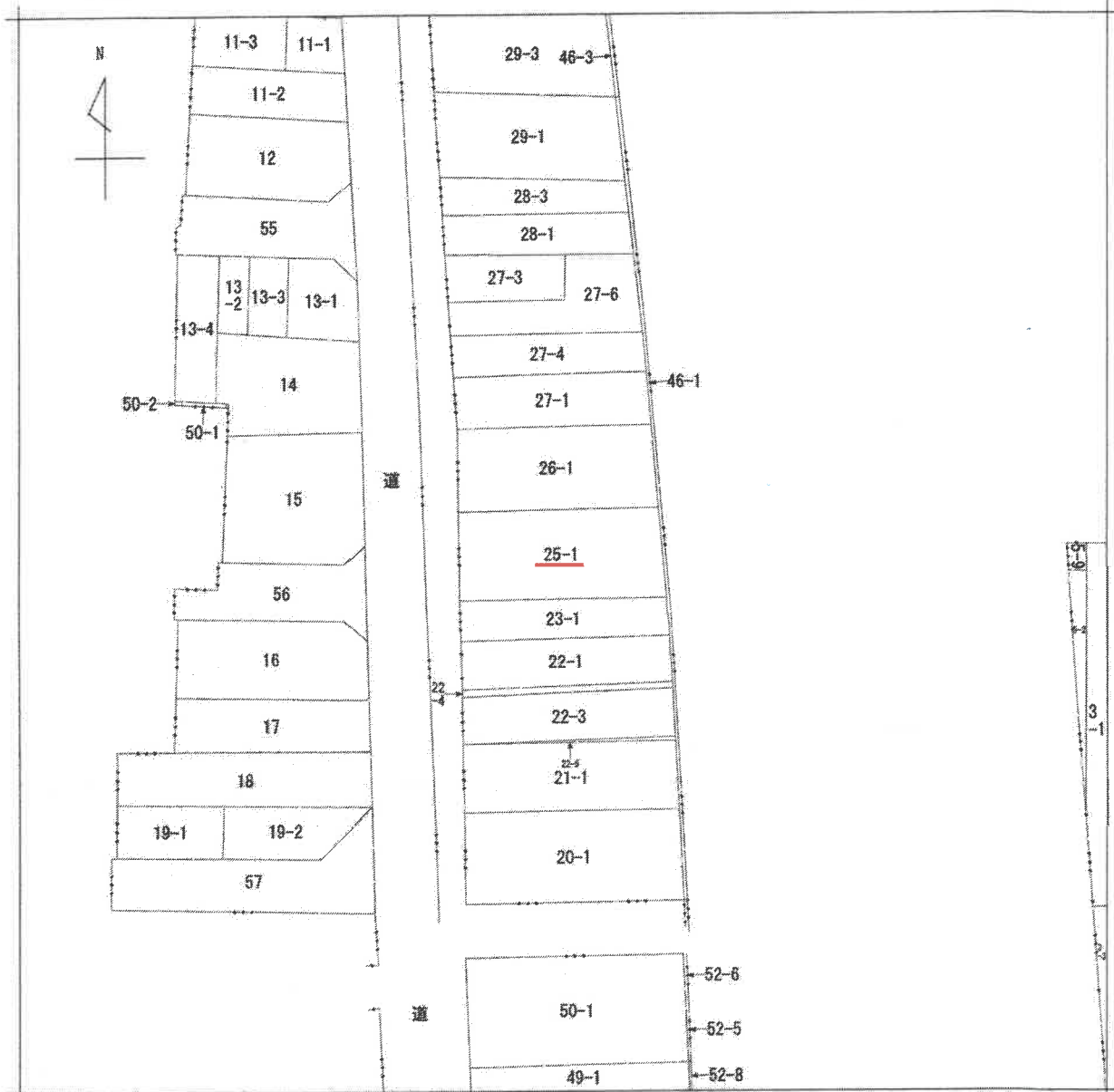
床 面 積 4階部分 68.77平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の8







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 谷町3丁目

請求部	所在	大阪市中央区谷町二丁目			地番	25番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和5年5月25日
東京法務局

請求番号：64-1
(1/1)

登記官



A3サイズをA4サイズに縮小

昭和五十五年七月七日

建物図面
各階平面図

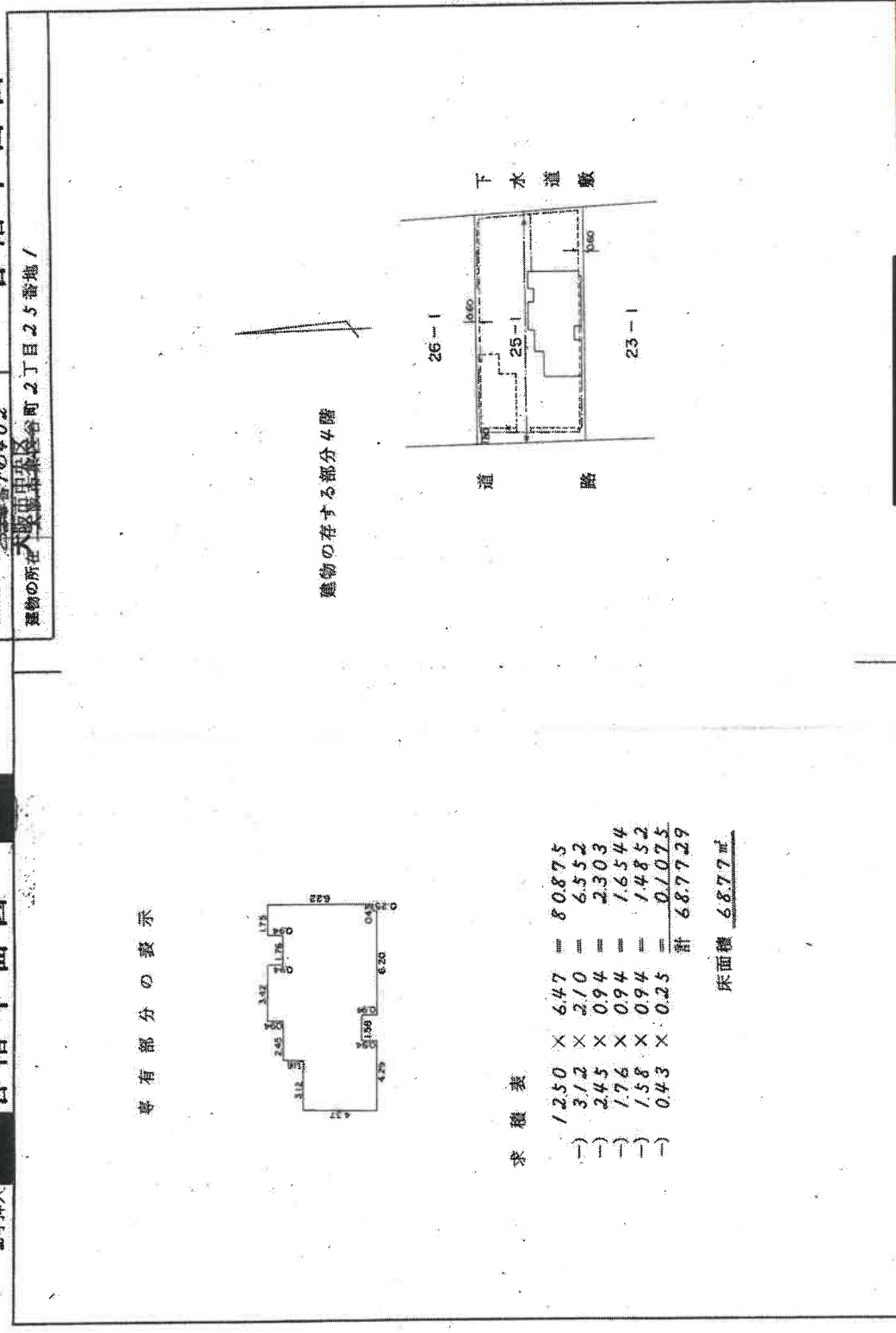
家屋番号 谷町2丁目
2番10402
建物の所在 大阪府大阪市谷町2丁目2番地 /

516053
各階平面図

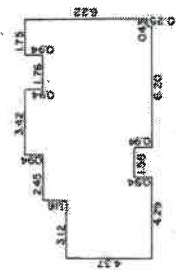
2主体消
2字挿入

登記年月日：昭和53年11月27日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局管轄)
令和5年5月25日 東京法務局 登記官



専有部分の表示



求積表

1.250	×	6.47	=	80.875
3.12	×	2.10	=	6.552
2.45	×	0.94	=	2.303
1.76	×	0.94	=	1.6544
1.58	×	0.94	=	1.4852
0.43	×	0.25	=	0.1075
計				68.7729

床面積 68.77㎡

作製者 [Redacted]

縮尺 1/250

申請人 [Redacted]

縮尺 1/500

昭和53年7月31日(竣)

(大阪法務局管轄)

請求番号：042

A3サイズをA4サイズに縮小

登記年月日：昭和53年8月25日

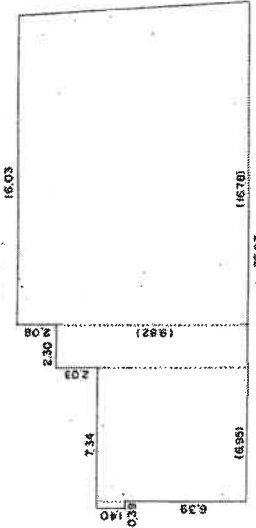
516043 各階平面図

建物図面 1/3
各階平面図 53.8.25

家屋番号

建物の所在 大阪市東区 2丁目24番地1, 25番地1

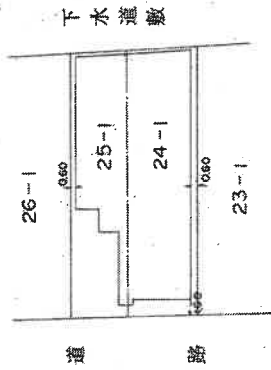
25-1-101. 25-1-301~25-1-304. 25-1-401~25-1-404
 25-1-501~25-1-504. 25-1-601~25-1-604
 25-1-701~25-1-704. 25-1-801~25-1-804
 25-1-901~25-1-903. 25-1-1001の建物の表示



求積表

(1603 + 1678) × 1190 × 1/2 = 1952195
 982 × 230 = 22586
 779 × 695 = 541405
 140 × 039 = 0546
 計 272492

床面積 27249㎡



作成者	縮尺	1/250
申請人	縮尺	1/500

昭和53年7月7日作製

(大阪土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局管轄)
 令和5年5月25日 東京法務局 登記官

請求番号：64-3 (1/2)

A3サイズをA4サイズに縮小

登記年月日：昭和53年8月25日

516044 各階平面図

- 25-1-101, 25-1-301~25-1-304, 25-1-401~25-1-404
- 25-1-501~25-1-504, 25-1-601~25-1-604
- 25-1-701~25-1-704, 25-1-801~25-1-804
- 25-1-901~25-1-904

求積表

2 階
 $(6.38 + 6.78) \times 6.36 \times \frac{1}{2} = 41.8488$
 $19.29 \times 1.190 = 22.9551$
 計 271.3998

床面積 271.39㎡

3~9階 (各階同型)

$(9.22 + 8.00 + 18.33) \times 0.25 = 8.8875$
 $(6.88 + 6.48) \times 6.36 \times \frac{1}{2} = 42.4848$
 $19.19 \times 1.190 = 22.8361$
 計 279.733

床面積 279.73㎡

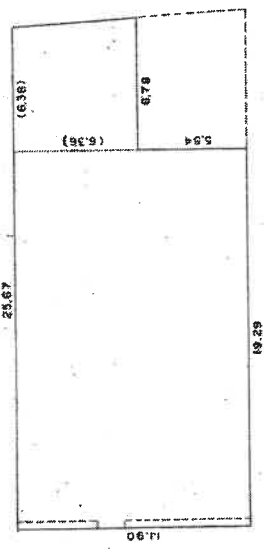
建物図面写
各階平面図

53.P.26

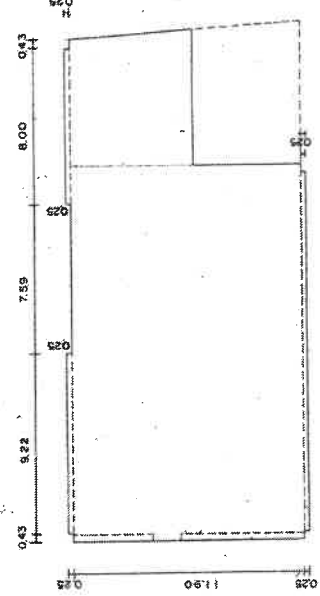
家屋番号
 大塚市中央区
 大塚市東町2丁目24番地1, 25番地1

一棟の建物の表示

2 階



3~9階 (各階同型)



昭和三十三年八月廿八日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大塚法務局書庫)
 令和5年5月25日 東京法務局 登記官

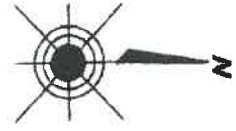
作製者 [Redacted] 縮尺 1/250
 掛図人 [Redacted] 縮尺 1/250
 (大塚市法務局書庫)

作製者 [Redacted] 縮尺 1/250
 昭和53年7月7日(作成)
 掛図人 [Redacted] 縮尺 1/250

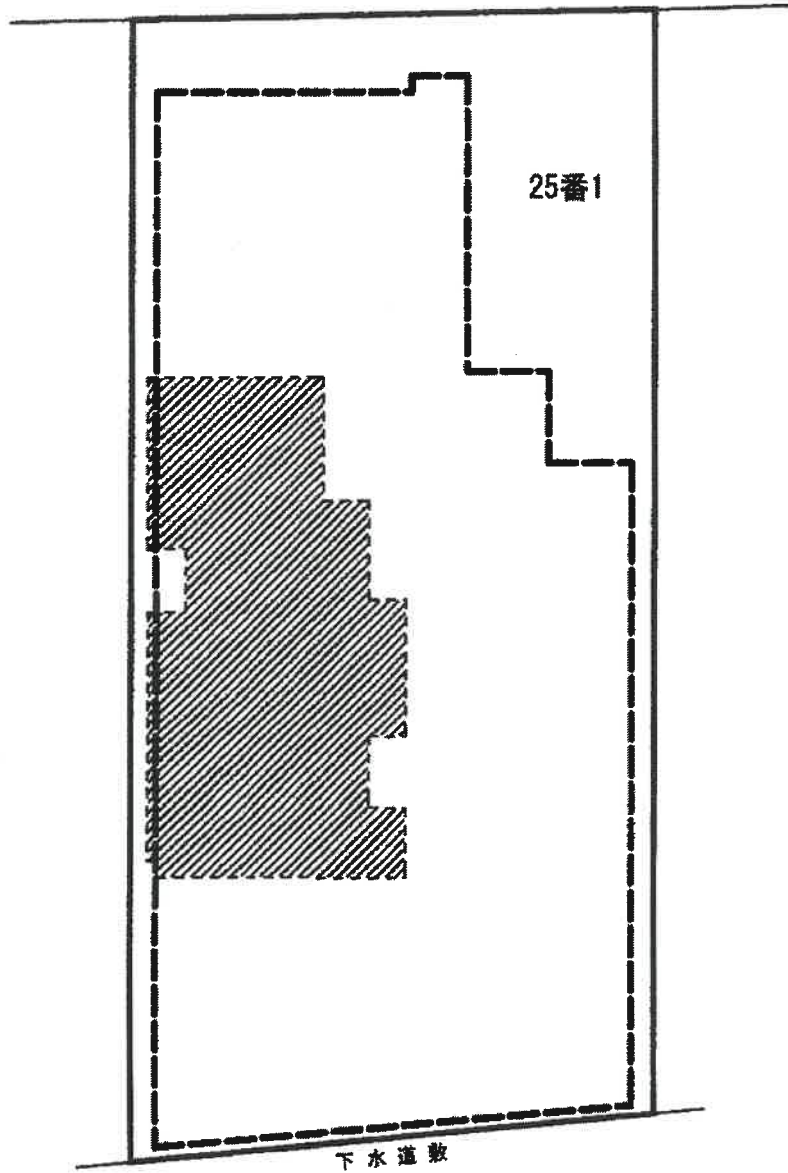
請求番号：64-3 (2/2)

A3サイズをA4サイズに縮小

土地建物位置関係図



道 路



//// 目的専有部分 家屋番号 谷町二丁目25番1の402 (建物の存する部分 4階)

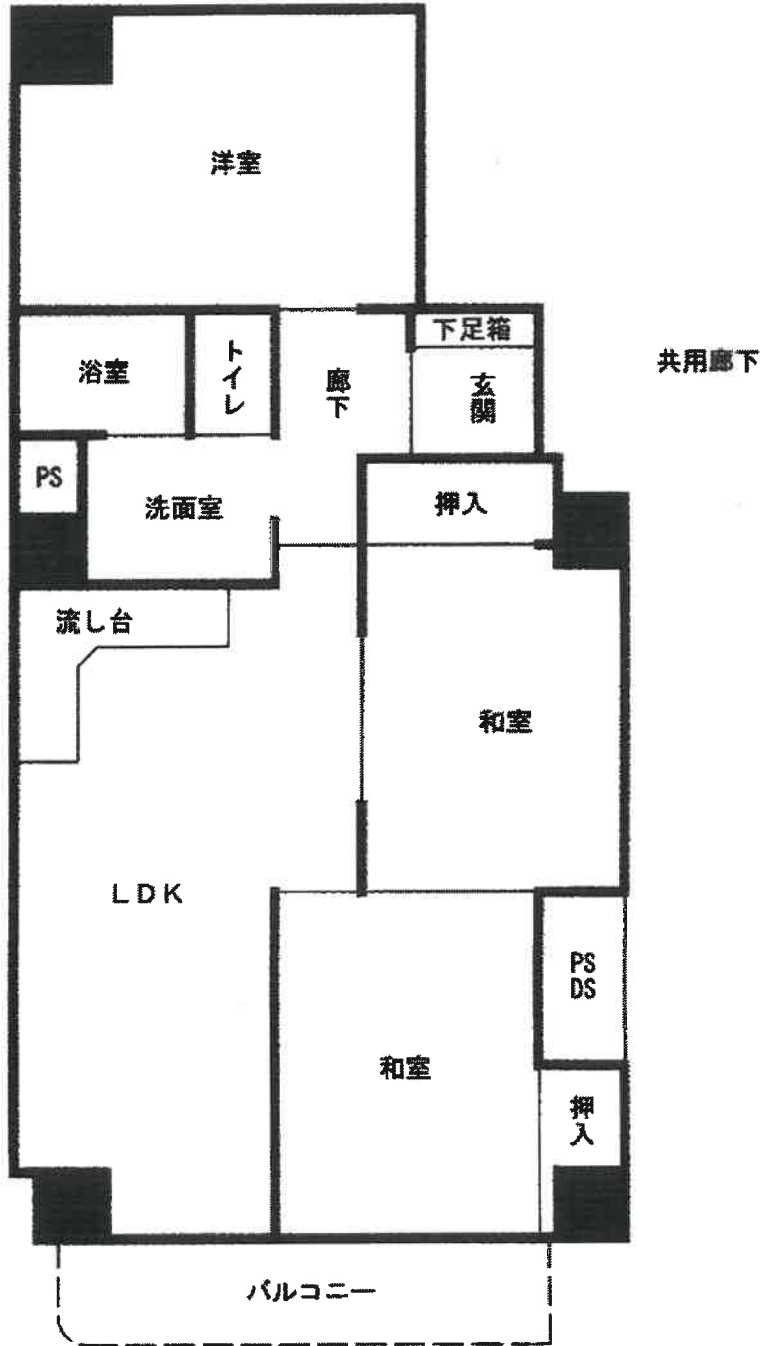
□□ 一棟の建物 (1階部分)

令和5年 (ケ) 第250号

間取略図



建物平面図



令和5年 (ケ) 第250号